

令和2年5月7日

学生の皆さんへ

和歌山県立医科大学 学長 宮下 和久

国の緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症に対する本学学生の対応
について（第5報）

令和2年4月7日に発出された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が5月末まで延長されました。対象地域は、本県を含む全都道府県で、さらに首都圏や大阪府、兵庫県など近隣府県を含む13の地域が特定警戒都道府県として引きつづき位置づけられています。本学としましても今回延長された状況をさらに厳しく受け止め、感染拡大防止に万全を期するとともに、学生の皆さんが十分に学修を進められるよう適切に対応することといたします。

つきましては、下記内容について、十分留意され、各自自覚を持って行動してください。

記

1 授業について

- ・5月11日（月）から開始する学部授業については、当分の間、面接授業は行わず、その代わりにWebシステム導入による遠隔授業を実施します。
- ・（臨床・臨地）実習についても、当分の間、開始を延期します。
- ・大学院各研究科における大学院生の研究指導、助産学専攻科の講義・実習については、各指導教員の判断によるものとします。

2 学内の立ち入りについて

当分の間、学生の立ち入りをすべて禁止します。また、体育館、図書館、グラウンド、部室及び自習室等の利用も禁止します。

3 学生の課外活動について

- ・活動の形態を問わず、一切の活動を禁止します。
- ・新歓活動、懇親会、コンパ等の集会も禁止します。
- ・飲食店でのアルバイトの自粛を強く要望します。

4 海外渡航について

外務省の公表している感染症危険レベル2以上の国や地域（令和2年4月24日現在）への渡航は、一切禁止します。そのため、全世界の国や地域への渡航は出来ません。詳細情報は、外務省ホームページで確認してください。

(外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

5 その他

○健康日記アプリについて、毎朝検温のうえ、必ず午前8時にデータを送信してください。登録について誤りが多く、特にニックネームは必ず次の通り記入願います。

- ・医学部 「出席番号+氏名」とし、出席番号は半角数字3桁で記入
- ・保健看護学部 「学籍番号(7桁)+氏名」とし、スペースを入れずに記入

○引き続き不要不急の外出は控えてください。特に、次のことについて留意願います。

・5月11日から開始する授業については、当分の間、遠隔授業で実施することから都道府県をまたぐ移動（実家と下宿先等との往来を含む）は自粛願います。

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提案している感染リスクが高い、「3つの条件が同時に重なる場」(①換気の悪い密閉空間、②大勢がいる密集空間、③間近で会話する密接場面)を避ける行動を実施してください。

・生活用品の買い出しなど生活維持のための外出についても、必要最低限の人数で行うなど、できる限り人と人との接触機会を少なくしてください。

・その他一般的の外出については、必要性をよく考え、どうしても今日必要ではない外出は、先に延ばして自粛願います。

○和歌山県からの「新型コロナウイルス感染症に関連する情報」について留意願います。<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/covid19.html>

○その他参考情報について留意願います。

・首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

・国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>